

改正

昭和57年2月25日規則第2号

平成10年3月16日規則第4号

平成19年3月30日規則第16号

鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により、市が交付する補助（法令その他、別に定めのあるものを除く。）について必要なことを定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則で「補助」とは、寄附金、補助金、交付金及び助成金等の交付をいう。ただし、法令の規定に基づき支出の義務を有する支出並びに国又は他の公共団体に対する支出を除く。

(補助区分)

第3条 補助は、一般補助と指定補助とする。

2 一般補助とは、特に用途を指定しないで、その団体の経費に充てるための補助をいう。

3 指定補助とは、特定の事項若しくは特定の事業（以下「事業」という。）の経費に充てるための補助をいう。

(補助の申請)

第4条 補助を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書を、一般補助にあつては補助を受けようとする期日の1月前、指定補助にあつては同じく15日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助金の費途及び事業年度
- (3) 交付を受けようとする補助金の額
- (4) 補助の種別
- (5) その他市長が定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 一般補助にあつては、補助を受けようとする団体の会則又はこれに代わるべきもの及び当

該年度の収入支出の予算書並びに事業計画書

(2) 指定補助にあつては、補助を受けようとする事業の名称、事業概況書並びに収入支出の見積書。ただし、市長が、やむを得ないと認めるときは、収入支出の見積書を省略することができる。

(3) 補助を必要とする理由書

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の内容に変更を生じたときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(補助の審査、決定)

第5条 市長は、前条の申請書を審査し、事業の内容、収支の状況等を勘案して、公益上補助する必要があると認めたとき、予算の範囲内において補助するものとする。

(補助決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに申請した者に対し、次に掲げる事項を記載した交付決定通知書を交付するものとする。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所

(2) 補助金交付決定の内容及び交付金額

(3) 補助金交付の条件

2 市長は、補助金の交付をしないことに決定したときは、申請した者に対し、理由を付して文書により通知するものとする。

(補助金の分割交付)

第7条 補助金は、これを分割して交付することができる。

(補助金の経理)

第8条 補助金の交付を受けたものは、経理の内容を明らかにする簿冊を整理するとともに、その事業の執行経費の支出に注意し、補助の目的に沿うよう努めなければならない。

(補助決算の報告)

第9条 補助金を受けた者は、一般補助にあつては当該年度経過後2月以内に、指定補助にあつてはその事業が完了した後1月以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、報告期限を1月間延長することができる。

(1) 補助金を受けた者の氏名又は名称及び住所

(2) 一般補助にあつては、その年度内において実施した事務の概況書並びに収入支出決算書

(3) 指定補助にあつては、その実施した事業の概況書及び収入支出決算書又はこれらに代わる

べき領収書

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助の取消、返還)

第10条 次の各号の一に該当するときは、市長は既に決定した補助を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 一般補助を受けたものが、その団体の目的外の事項に経費を支出したとき、又は事業計画書の事業を実行しないとき。

(2) 指定補助を受けたものが、その指定された事業に補助された金額を支出しないとき、又は指定された事業外に支出したとき、若しくは指定された事業が期限までに完了しないとき。

(3) 第6条第1項第3号の条件を遵守しないとき。

(4) その他この規則に違反したとき。

2 前項の補助金の返還について、団体又は法人にあっては代表者及びその他の役員は、連帯してその責に任じなければならない。

3 市長は、第1項の処分をしたときは、補助を受けようとするもの又は補助を受けたものに対し、理由を付して文書により通知するものとする。

(補助額の変更)

第11条 市長は、補助することが決定した後においても補助の目的たる事業の内容が変更したときは、補助金の額を変更することができる。

2 前項の場合において、既に交付した補助金の一部を返還させるときは、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(事業、経理の調査)

第12条 市長は、必要あるときは当該職員をして、補助を受けたものの事業又は経理の状況を調査し、説明を求め、又は必要な報告を徴することができる。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、補助について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年度分の補助から適用する。

附 則 (昭和57年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年規則第4号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第16号抄）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。